

御注意

21

協同組合等については、次の各欄に記載する協同組合等にあつては「35」から「38」までの各欄に、上記以外の協同組合等にあつては「39」から「41」までの各欄に記載します。

①総収入金額のうち、物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年100億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 白色申告 一連番号	
納税地	事業種目	税務署 理 欄					整理番号	
電話() -	期末現在の出資金の額						事務年度(至)	
法人名	経理責任者自署押印						売上金額	
法人番号	旧納税地及び旧法人名等						申告年月日	
代表者自署押印	添付書類						申告区分	
代表者住所	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移動資産等の明細書	法人税	翌年以降送付要否	要	適用額明細書提出の有無	有	無	
		地方法人税	税理士法第30条の書面提出有	有	税理士法第33条の2の書面提出有	有	有	

平成 年 月 日	事業年度分の法人税	申告書
平成 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額(別表四「47」の①)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	12	所得税の額(別表六(一)「13」)	十億 百万 千 円
法人税額(45)又は(48)	2		外国税額(別表六(二)「20」又は別表六(五)の二「16」)	13		
法人税額の特別控除額(別表六(九)「23」+別表六(十)「28」+別表六(十一)「24」+別表六(十二)「6」+別表六(十三)「25」+別表六(十四)「29」+別表六(十五)「24」+別表六(十六)「35」+別表六(十七)「10」+別表六(十八)「22」+別表六(十九)「15」+別表六(二十)「21」+別表六(二十一)「28」+別表六(二十二)「12」)	3		計(12)+(13)	14		
差引法人税額(2)-(3)	4		控除した金額(10)	15		
リース特別控除取戻税額(別表六(二十四)「31」)	5		控除しきれなかった金額(14)-(15)	16		
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(三)の二「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	17		0
同上に対する税額(17)+(18)+(19)	7		同(別表三(三)の二)「28」	18		0
法人税額計(4)+(5)+(7)	8		同(別表三(三)「23」)	19		0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		この申告前の所得金額又は欠損金額(51)	20		
控除税額(((8)-(9))+(14)のうち少ない金額)	10		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(55)	21	外	
差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)	11	0 0	計(20)+(21)	22	外	
			この申告前の所得金額又は欠損金額(51)	23		
			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(55)	24	外	0 0
			欠損又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	25		
			翌期へ繰り越す欠損又は災害損失金(別表七(一)「5」の合計)	26		

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額(8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外	
所得地方法人税額(50)	28		この申告前の課税標準法人税額(58)	33		0 0 0
外国税額の控除額(別表六(二)「50」又は別表六(五)の二「48」)	29		この申告により納付すべき地方法人税額(61)	34		0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	30					
差引確定地方法人税額(28)-(29)-(30)	31	0 0	還する金融機関等	銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所		
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額			口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日	※税務署処理欄		

税理士 署名押印	(印)
-------------	-----